

大分県報

平成三十年
第三〇一一号
八月二十一日

（火曜日）

目次

告 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一
こいの持ち出しの制限の範囲……………三

○ 告 示

大分県告示第五百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年八月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年八月二日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 木林乃森を守るネットワーク
代表者の氏名
高 畑 龍之助
- 三 主たる事務所の所在地
日田市上津江町川原千五百十二番地
- 四 定款に記載された目的
この法人は、筑後川源流の森林（木林乃森）を守るため、環境教育活動を実施し、都市と山村部の交流を促進・支援することで、重要な環境資源としての森林の健全な育成に寄与することを目的とする。

- 六 定款変更の内容
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第五百五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成三十年八月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

- 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
由布市湯布院町川北九百十三番地十一
株式会社 ゆふいん花由
- 2 特定事業場の所在地及び名称
代表取締役 若 林 健二郎
由布市湯布院町川北九百十三番地十一
ゆふいん花由
- 3 設置される特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第六十六号の三
ハ 入浴施設

種 類	種 類
入浴施設	五基
力	四五〇L／基
工事着手予定年月日	—
工事完成予定年月日	—
使用開始予定年月日	—

平成三十年八月二十一日

大分県報(告示)

- 三 山国川水系の大分県区域の本流、支流及び派流
- 四 伊呂波川水系の本流、支流及び派流
- 五 駅館川水系の本流、支流及び派流
- 六 自見川水系の本流、支流及び派流
- 七 八坂川水系の本流、支流及び派流
- 八 大野川水系の本流、支流及び派流
- 九 豊後高田市西真玉字潮見の貯水池